



すこやか

苅田町青少年育成町民会議だより



今年は松山軍が勝利！



▼挑戦状を読みあげる山伏軍（上）と松山軍（下）の代表



（こどものつどい関連記事は2ページにも掲載しています）

の後観客のみなさんも交えて楽しく引き合いました。

結果は2回引き合って、松山軍が2連勝。そ

この綱引きは、約600年前に等覚寺地区にいた山伏たちと松山城主が戦いを交えた史実に基づいており、今年で10回目。

5月17日、駅前商店街通りで「こどものつどい」の行事の一つ、大綱引き大会が行われました。

大綱引き大会



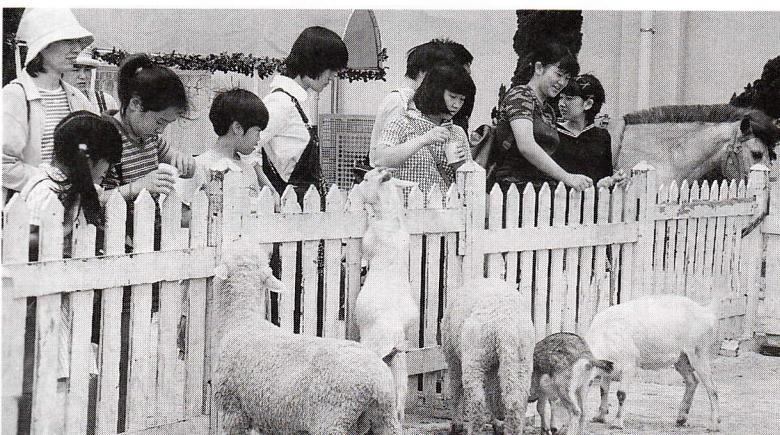
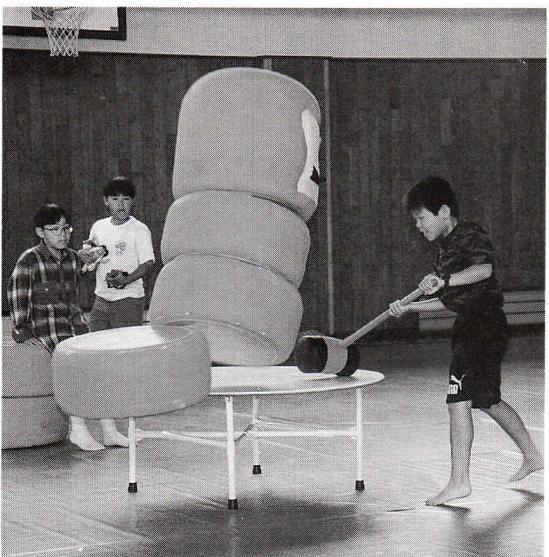
カメラ
スケッチ

楽しかったね! 子どものつどい

5月17日、恒例の「子どものつどい」が開かれました。

午前9時から駅前商店街通りで「大綱引き大会」が行われた後、午前11時から南原小学校で「子どものくに」を開催。「子どものくに」では、ジャンボダルマ落とし、ミニ動物園、ミニ新幹線などがあり、たくさんの子どもの笑顔が見られました。

「子どものくに」の様子をカメラスケッチでお伝えします。



10歳になつた青少年育成町民会議

総会で10周年記念行事を決定

5月28日に中央公民館で、町

民会議総会が開かれました。今年は町民会議が発足して10周年

となります。そこで、同総会で、10周年を記念して次の行事を行ふことを決めました。

〈苅田町青少年育成町民会議 設立10周年記念事業〉

①記念公演会の開催：毎年実施

している健全育成講演会を本年は設立10周年の記念事業の一環

長年にわたる役員としての功績を表彰

総会にて、次の方の長年にわたりる役員としての功績を表彰しました。

●坂本和己（富久町）
平成元年7月から10年3月まで家庭部会長および理事を務める

●白川金治（殿川町）
平成4年度から9年度まで理事を務める



▲5月28日に開かれた総会の様子

(7月以降・変更する場合もあります)

として開催する。
(9月予定)

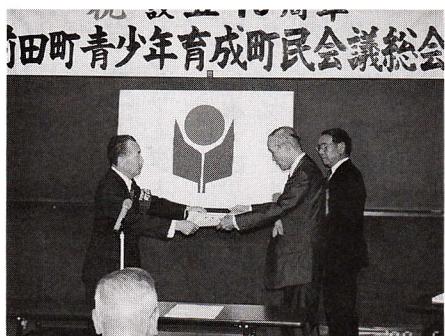
②町民会議広報紙「すこやか」

特集号の発刊：平成10年11月25日発行予定のNo.27で設立10周年を記念した特集号を発行する。

③功労者表彰：町民会議慶弔、表彰規程第3条（10年を経過したもの）または第7条の規程によつて表彰する。

表彰は平成11年度の総会において行う。
表彰は平成11年度の総会において行う。

- 7月
・青少年の有害な図書類の追放運動
・夏休み前期特別補導
- 8月
・健全育成ボスター募集
・盆踊り大会補導
・夏休み後期特別補導
- 9月
・シンナー等薬物乱用防止研修会
・いじめストップキャンペーン
・設立10周年記念講演会
- 10月
・ふれあいコンサート出演者募集
・ふれあいウオーカラリー
・神幸祭補導
- 11月
・いじめをなくす県民のつどい
・家庭部会シンポジウム
- 12月
・P.T.A共催教育講演会
・健全育成カレンダー作成
・年末特別補導



▲表彰の様子

平成10年度町民会議行事予定表

3月	2月	1月	12月	10月	9月
・春休み特別補導	・いじめ防止協議会	・第9回凧作り教室・凧揚げカードバル	・いじめをなくす県民のつどい	・ふれあいウオーカラリー	・青少年の有害な図書類の追放運動
・部会合同研修	・ふれあいマラソン大会後援	・「オアシス運動」「健全育成ボスター」入選者表彰・第3回ふれあいコンサート	・家庭部会シンポジウム	・神幸祭補導	・夏休み前期特別補導
		・健全育成カレンダー作成	・年末特別補導	・設立10周年記念講演会	・健全育成ボスター募集
		・年末特別補導		・ふれあいコンサート出演者募集	・盆踊り大会補導

※総会で、新役員が上記のとおり決っています。

ふれあい インタビュー

(8)

今回は、シニアリーダーの永松留美さんにお話しをうかがいました。

①シニアリーダーとは

子ども会でのリーダー的な役割をするのですが、インリーダー、ジュニアリーダーの研修を受けてきた大学生や社会人をいます。

現在6名で活動していますが、子どもたちと一緒に、子ども会活動で楽しんでいます。

町の行事では、港まつりパレードでのプラカード持ち、子どもつどいのお手伝い。昨年は町民会議主催のふれあいウォークラリーのお手伝いもさせていただきました。

また、昨年11月1日から3日

に、全国レクリエーション大会IN北九州でウォークラリーの

ジュニアリーダーやシニアリーダーは、年齢的にも子どもたちに近いので、子どもたちも遠慮なく話しをしたり、なんでも気軽に相談をしてくれます。

②ジュニアリーダーの活動は

④インリーダー（小学校4年生～6年生）、ジュニアリーダー（中学・高校生）を募集しています

各子ども会のキャンプや集会など、声をかけてくれば、都合のつく限りお手伝いに行きたいと思います。

こま図を作ったり、途中のリエーションを企画したりと、大きな行事をまかせていただきました。これにより、メンバーのやる気もいっぱいになり、その他の行事への取り組みも活発になりました。

③私たちを子ども会行事に誘ってください

このような活動に興味をもつている方、やる気のある方大歓迎します。

※8月にチャレンジキャンプが英彦山キャンプ場で開かれます。ぜひ参加してください。

■問い合わせ 永松（☎093-436-3249午後7時以降）または各地区の育成会長さんまで



▲太宰府市でのジュニアリーダーとの交流会にて



▶港まつりではプラカードを持つて先導役をつとめました



子どものことで困ったら 436-11152

●相談日時 毎週月・水・木・金曜(祝祭日を除く)午前9時～午後4時30分

※相談は電話相談、面接相談のどちらでも受け付けます。

※秘密は固く守ります。

青少年教育相談室(教育委員会内)



築いていますか
暖かな家庭

第3日曜日は
家庭の日

7月は「青少年を非行から守る全国強調月間」

7月は「青少年を非行から守る全国強調月間」です。この月間に関連して福岡県内における少年非行の実態とその成人との比較を紹介します。(福岡県青少年対策課発行「少年のみちびき」より)

※ここで用いている割合(%)については、少数第2位を四捨五入しています。

少年非行の実態

■高い水準で推移

- 平成8年中に県下で補導された刑法犯少年は9,510人で、前年と比べ3.5% (323人) 増加しています。
- また、刑法犯少年は、特別法犯少年およびぐ犯少年を含めた非行少年全体 (10,455人) の91.0%を占めています。



区分	年別	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
非 行 少 年	刑法犯	8,816	9,417	9,565	9,187	9,510
	うち女子	1,329	1,506	1,717	1,948	1,765
	犯罪少年	6,882	7,270	7,615	7,391	7,747
	うち女子	1,068	1,166	1,373	1,567	1,456
	触法少年	1,934	2,147	1,950	1,796	1,763
	うち女子	261	340	344	381	309
	特別法犯	1,204	873	884	785	750
	うち女子	361	273	275	266	229
	犯罪少年	1,192	863	865	783	732
	うち女子	360	269	271	264	227
	触法少年	12	10	19	2	18
	うち女子	1	4	4	2	2
	ぐ犯少年	210	181	138	143	195
	うち女子	74	46	38	32	40
総 数		10,230	10,471	10,587	10,115	10,455
うち女子		1,764	1,825	2,030	2,246	2,034

単位／人

成人との比較

■成人を上回る少年犯罪

- 成人を含めた全刑法犯人員13,570人中、成人の4,060人 (30.0%) に比べて、少年は9,510人であり、その占める割合は70.1%と半数を大きく上回っています。
- そのなかでも、万引きや乗り物盗などの窃盗犯は、全体の82.2%を占め、高い割合を示しています。

区分	年別	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
総 数	14,300	15,224	15,858	15,378	13,570	225	2,774	7,620	501	224	2,226	
成 人	5,484	5,807	6,293	6,191	4,060	162	1,385	1,359	479	190	485	
少 年	8,816	9,417	9,565	9,187	9,510	63	1,389	6,261	22	34	1,741	
犯罪少年	6,882	7,270	7,615	7,391	7,747	56	1,272	4,916	19	30	1,454	
触法少年	1,934	2,147	1,950	1,796	1,763	7	117	1,345	3	4	287	
少年の占める比率(%)	61.7	61.9	60.3	59.7	70.1	28.0	50.1	82.2	4.4	15.2	78.2	

(注)：占有離脱物横領罪は、その他に含みます

単位／人

〈用語の説明〉

- 刑法犯少年…刑法に触れる行為をした犯罪少年、触法少年をいいます。
- 特別法犯少年…刑法および道路交通法以外の法令に触れる行為をした犯罪少年、触法少年をいいます。
- 犯罪少年…罪を犯した(刑法罰に触れる行為をした)14歳以上20歳未満の少年をいいます。
- 触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。
- ぐ犯少年…暴力団員など犯罪性のある人と交際したり、保護者の正当な監督に服しないあるいは正当な理由がなく家庭に寄りつかないなど、その性格、環境に照らして、将来刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年をいいます。
- 非行少年…犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年のことをいいます。

すこやか

Q

&

A

家庭で注意すること

①「子どもが必ず守ること」を日頃からよく言い聞かせておく。

②子どもが遊びに行くときは、必ず行く先と帰宅時間を確認しておく。

福岡県警察が作成した資料をご紹介します。どうか、地域ぐるみで事故防止に、万全を期してください。

子どもが必ず守ること

③子どもの遊び場や友達を確かめておき、遊び友達の親とよく連絡を取り協力して見守る。

④子どもが見えなくなったり、夕方、帰宅時間になつても帰つて来ないときは、ためらわず、110番する。

⑤子どもが車で連れ去られたときは、車のナンバーや色などを覚え、すぐ110番通報する。

⑥子どもが不審者に声をかけられたことを聞いたり見たりしたときは、すぐ警察や学校に連絡する。

最近、「変質者」が出没しているということを聞きました。また、悪質ないたずら電話が保護者宅にあつたそうですね。

「子どもが危ない」どうしたらよいでしょうか。

A

Q

最近、「変質者」が出没しているということを聞きました。また、悪質ないたずら電話が保護者宅にあつたそうですね。

「子どもが危ない」どうしたらよいでしょうか。

A

Q

※なお、子どもの生命と安全にかかる悪質ないたずら電話については、ためらわずに、すぐ、学校や警察に知らせてください。



編集後記

広報紙「すこやか」の使命は青少年の非行防止と健全育成についての啓発や情報の発信です。今年もこの目的の実現を目指します。

町民会議は設立十周年を迎えました。そこで次号は特集号として編集する予定です。

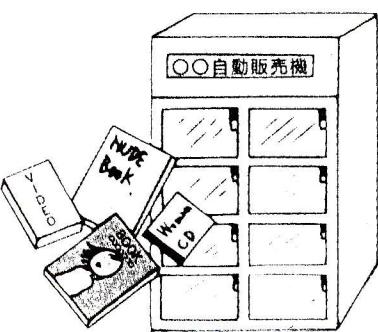
町民会議に関する珍しい写真などお持ちでしたらお貸しください。



急増!

有害図書類等自動販売機

土地を提供しない運動を進めましょう



最近、県内で成人向けの図書やビデオテープの自動販売機が急増しています。

苅田町では、青少年にとって住みよい環境を提供し、有害な図書類自動販売機の設置に歯止めをかけるため、このような自動販売機設置には「土地を提供しない運動」を進めています。

◎土地提供依頼があったときは

- ・収納する物品を必ず確認。
- ・収納物品が有害図書類の場合

はきっぱりと拒否。

◎すでに契約している方は

- ・契約解除を粘り強く。
- ・契約更新には応じない。